

# 令和8年度 掛川市保育料表

## －小規模保育事業所等－

階層区分		保育料（月額・円）				
		【0歳児クラス】 (R7.4.2生～)		【1・2歳児クラス】 (R5.4.2～R7.4.1生)		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
生活保護世帯等	1	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	2	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	3	8,100	8,100	7,200	7,200	
市民税所得割課税世帯	所得割額 16,200円未満	4	9,900	9,900	9,000	9,000
	32,400円未満	5	10,800	10,700	9,900	9,900
	48,600円未満	6	11,700	11,600	10,800	10,700
	57,700円未満	7	17,100	16,900	15,300	15,200
	77,101円未満	8	17,100	16,900	15,300	15,200
	97,000円未満	9	19,800	19,600	18,000	17,800
	121,000円未満	10	27,900	27,500	25,200	24,900
	145,000円未満	11	31,500	31,100	28,800	28,400
	169,000円未満	12	33,300	32,800	30,600	30,200
	190,000円未満	13	39,600	39,000	36,000	35,500
	211,200円未満	14	41,400	40,800	37,800	37,200
	235,000円未満	15	43,200	42,500	39,600	39,000
	268,000円未満	16	47,700	46,900	43,200	42,500
	301,000円未満	17	51,300	50,500	46,800	46,100
	333,000円未満	18	54,900	54,000	49,500	48,700
	365,000円未満	19	57,600	56,700	52,200	51,400
	397,000円未満	20	60,300	59,400	54,900	54,000
	397,000円以上	21	63,000	62,100	57,600	56,700
	上記世帯の内 ・母子(父子)のみの世帯 ・障がい児(者)と同居している世帯等	2	0	0	0	0
3		4,100	4,100	3,600	3,600	
4		5,000	5,000	4,500	4,500	
5		5,400	5,400	5,000	5,000	
6		5,900	5,800	5,400	5,400	
7		8,100	8,100	7,700	7,600	
	8	8,100	8,100	7,700	7,600	

備考

- 1 多子計算について  
同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所等を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料です。  
※第1階層～第7階層は、上記の年齢制限がありません。  
※第1階層～第8階層の母子(父子)のみの世帯等の場合、第2子以降の保育料は無料です。
- 2 保育料の算定について  
・4月～8月分・・・前年度(令和7年度:令和6年1月～12月までの収入)を基に算定  
・9月～3月分・・・現年度(令和8年度:令和7年1月～12月までの収入)を基に算定  
※幼児教育・保育の無償化により、0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の保育料は無料です。
- 3 市民税所得割額について  
調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)・寄附金税額控除(ふるさと納税)など、税額から差し引く控除は適用されません。
- 4 保育時間について  
保育標準時間とは最長11時間の利用時間、保育短時間とは最長8時間の利用時間をいいます。
- 5 その他  
・保育料以外に実費にかかる費用を徴収する場合があります。